

社会福祉法人三晃福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三晃福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員等とは、役員及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等が当法人の業務を行う場合には、次の各号に定める報酬等を支払うことができる。

- 一 報酬 法人業務を行う日一日につき、別表1及び別表2に定める額。なお、同日に複数の業務を行った場合は、報酬金額の最も大きい業務に対する報酬のみ支払うものとする。これは、次号においても同じとする。
- 二 費用弁償 当法人旅費規程に基づき算出した交通費等の額。ただし、第6条に定める出張旅費と重複する場合は、支払わないものとする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている者に対しては、前条に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、原則として当該業務があった都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、当法人旅費規程に基づき算出した旅費を支給することができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成21年5月21日より適用する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月17日（平成29年4月1日以降に開催される評議員会で承認された日）より適用する。ただし、苦情対応第三者委員に関する規定等（第6条並びに別表1及び別表2の一部）の改正（削除）については、平成29年3月10日より適用する。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 7 月 30 日より適用する。

別表 1 役員の報酬（一人当たり）

業務内容等	報酬額
理事会及び評議員会出席	日額 5,000円
その他法人の業務	日額 5,000円
年度総額	年額 100,000円

別表 2 評議員の報酬（一人当たり）

業務内容等	報酬額
評議員会出席	日額 5,000円
その他法人の業務	日額 5,000円
年度総額	定款第 8 条に定める額